

# 業者の権利の為2つの署名にご協力を！

私たちの権利の為の署名にご協力ください。日本の制度には少数派である個人や中小の業者の権利を見落としている部分がまだまだ残っています。



今週の商工新聞には、以下の二つの署名用紙を折り込んでいます。

## 「家族従業員の働き分を経費として認めない

### 所得税法第56条の廃止を求める請願

所得税法56条は、事業主の配偶者・同居家族の働き分を必要経費と認めていません。配偶者が年間86万円、家族が50万円の控除があるのみです。

青色申告による経費算入は届け出・承認が前提の「特典」です。実際に働いた分の対価の支払いを、家族従業員だけが否定される不公平は一刻も早く是正されるべきです。

国連女性差別撤廃委員会は、2024年にも所得税法56条の改正を日本政府に勧告しています。日弁連や税理士団体からも意見が出されるなど、56条廃止の気運は高まっています。

## 「国保加入者に傷病手当、出産手当を

### 給付する制度の確立を求める請願

多くの給与所得者が加入する社会保険（協会けんぽや組合健保など）では、ケガや病気、出産など、

収入が途絶える事態には傷病手当や出産手当が実施されています。しかし市町村の運営する国民健康保険にはこれらの制度がありません。

国民皆保険は、すべての人が必要な時に安心して医療を受けられるようにするための制度です。いざというときに所得水準を維持するための仕組みは市町村国保の加入者にも必要ですし、社保にあることが国保にないのは法の下での平等（憲法14条）に反します。

市町村国保加入者の現役世代の権利を実現すべく、民商は国民健康保険に傷病手当、出産手当の制度を盛り込むよう運動を続けてきました。

現行制度に対して当事者である業者と家族の声として、集めた署名を国会に届けます。



友人知人からも署名を募り、最寄りの役員・事務局員に預けるか、民商事務所に届けてください。皆様のご協力をお願いします。

**尾北民商**  
ニュース

2025年  
8月25日号  
TEL 0587-54-0524  
FAX 0587-54-1390

## 民商婦人部 次のパソコン記帳会は 9月20日（土）午後2時～4時 尾北民商事務所にて

尾北民商婦人部は毎月、尾北民商事務所を会場にしてパソコン会計の入力会を行っています。

婦人部員でない人や男性でも参加できます。参加を希望される方は、ぜひ尾北民商事務所にご連絡ください。



## Next BMプロジェクトproduce

## 集客・販売促進の勉強会

時 9月17日  
午後7時30分～

所 尾北民商事務所

講師 伊藤拓巳 常任理事

# 小牧税務署への請願署名をお願いします！

尾北民商は今年9月16日（火）に、40回目の小牧税務署請願行動を行います。

支部の代表に署名した「税務行政の民主化を求める請願書」を託すことで行動に参加しましょう。

9月12日（金）夕方をめどに、最寄りの役員・事務局員ないし民商事務所に届くようお願いいたします。請願書を紛失した時や、署名希望者が複数いる場合は、お届けしますので民商にご連絡ください。